

作成日 2008 年 11 月 29 日

改訂日 2017 年 1 月 12 日

## 製品安全データシート (SDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : MK シミ止め  
会社名 : メーカー株式会社  
住所 : 〒189-0003 東京都東村山市久米川町 5-33-11  
電話番号 : 042-393-2345  
FAX 番号 : 042-395-3253  
担当部門 : 技術部  
緊急連絡先 : 042-393-2345 三浦利之  
製品の種類 : 合成樹脂エマルションペイント  
用途 : 内部用下地調整材

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類

物理化学的危険性 : 分類できない

健康に対する有害性 : 皮膚腐食性及び刺激性	区分 2
: 眼に対する重篤な損傷又は眼刺激性	区分 1
: 発がん性	区分 1
: 生殖毒性	区分 1A
: 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 1 (呼吸器系、 中枢神経系、全身毒 性、麻酔作用、血液、 腎臓、肝臓)
: 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (呼吸器系、 中枢神経系、血液、 腎臓、肝臓、膵臓)

環境に対する有害性 : 区分外又は分類できない

GHS ラベル要素

絵表示、注意喚起語：



危険

危険有害性情報：皮膚刺激

- ：重篤な眼の損傷
- ：発がんのおそれ
- ：生殖能のまたは胎児への悪影響のおそれ
- ：臓器の障害（呼吸器、中枢神経系）
- ：長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（呼吸器系、肝臓、腎臓）

注意書き

安全対策：粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

- ：取扱い後は手及び身体をよく洗うこと。
- ：保護手袋を着用すること。
- ：保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ：使用前に取扱説明書を入手すること。
- ：すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ：この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

応急処置：皮膚についた場合、多量の水で洗うこと。

- ：皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。
- ：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ：眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ：直ちに医師に連絡すること。
- ：ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。
- ：気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。

保管：施錠して保管すること。

廃棄：内容物、容器を国際、国、都道府県、市町村の規則に従い廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分：混合物

化学物質名	CAS No,	含有%	備考
二酸化チタン	13463-67-7	7.2	
沈降性硫酸バリウム	7727-43-7	0.8	
マイカ粉	1318-94-1	6.4	
酸化アルミニウム	1344-28-1	2.4	
クレー	1332-58-7	6.4	
アクリル系樹脂	—	13.4	
水	—	59.3	
その他	—	4.1	鉱油 0.2%含む

### 4. 応急措置

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な水で 15 分以上洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・汚染された衣類をとりのぞくこと。
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

吸入した場合

- ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消化剤

- ・全ての消火剤

使ってはならない消化剤

- ・情報なし

特有の消化方法

- ・周辺火災に対応して、消火活動を行うこと

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。目、皮膚への接触やガスの吸引を避ける。
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項

- ・河川への流出等により、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- ・換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓する。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- ・取扱後は手・顔等はよく洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・眼に入れないこと。接触、吸入又は飲み込まないこと。

保管

- ・凍結、直射日光を避け、涼しい場所、換気の良い場所で容器を密閉し保管する。
- ・保管時の温度は 5°C 以下あるいは 35°C 以上にならないようにする。
- ・盗難防止のために施錠保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度：設定されていない。

許容濃度：二酸化チタン；10 mg/m<sup>3</sup> ACGIH TLV-TWA

ブチルソロソルブ；20ppm ACGIH TLV-TWA

エタノール；1000ppm ACGIH TLV-TWA

鉱油；5 mg/m<sup>3</sup> ACGIH

シリカ；0.03 mg/m<sup>3</sup> 日本産衛学会

設備対策：適切な換気のある場所で取り扱う。

保護具

- ・呼吸器の保護具：作業を行う場合には、適切な保護マスクを着用すること。
- ・手の保護具：有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。
- ・眼の保護具：取り扱いには保護メガネを着用すること。
- ・皮膚及び身体の保護具：取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

衛生対策：作業中は飲食、喫煙をしない。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- ・形状：液体
- ・色：白色
- ・臭い：わずかなアクリル臭
- ・pH：3.8±0.7
- ・融点／凝固点：データなし
- ・沸点：データなし
- ・引火点：なし
- ・発火点：データなし
- ・爆発範囲：なし

- ・蒸気圧：データなし
- ・蒸気密度（空気=1）：データなし
- ・比重（密度）：約 1.2
- ・溶解度：水に分散する
- ・オクタノール／水分配係数：データなし
- ・分解温度：データなし

10. 安定性及び反応性

安定性：通常の条件においては、安定。

危険有害反応可能性：通常の状態においては、反応性なし。

避けるべき条件：なし

混触危険物質：データなし

危険有害な分解生成物：データなし

11. 有害性情報

皮膚腐食性及び刺激性

- ・添加剤：区分 2

眼に対する重篤な損傷／刺激性

- ・添加剤：区分 1

発ガン性

- ・結晶性シリカ：区分 1A

生殖毒性

- ・エタノール：区分 1A

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

- ・結晶性シリカ：区分 1A

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

- ・結晶性シリカ：区分 1A

12. 環境影響情報

水性環境急性有害性：区分外又は分類できない

水性環境慢性有害性：区分外又は分類できない

### 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

- ・ 廃棄においては、関係法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・ 廃塗料、容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・ 容器、機械措置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理するか委託すること。

#### 汚染容器及び包装

- ・ 空容器は内容物を完全に除去後、関係法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

### 14. 輸送上の注意

#### 共通

- ・ 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・ 容器の漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

#### 国内規制

- ・ 陸上輸送：道路交通法等の定めるところに従う。
- ・ 海上輸送：船舶安全法に定めるところに従うこと。
- ・ 航空輸送：航空法の定めるところに従うこと。

国外規制：輸出先の法規に従うこと。

### 15. 適用法令

#### 労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9）  
酸化チタン（IV）、シリカ、酸化アルミニウム、鉱油、エタノール、  
ブチルソロソルブ

名称等を表示すべき危険物及び有害物

酸化チタン（IV）、シリカ、酸化アルミニウム、エタノール

16. その他の情報

主な引用文献

- ・ GHS 対応 SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物(塗料用)〕改訂第2版  
(日本塗料工業会)
- ・ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)
- ・ 危険・有害性の評価は必ずしも充分ではないので取扱いには充分注意してください。
- ・ この安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の実施を対象としたものです。
- ・ 本製品は、この安全データシートをご参考の上、使用者の責任において適性に取り扱ってください。
- ・ ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。
- ・ 本製品を当社が認めた材料以外のものとの混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。  
危険、有害性の評価は必ずしも充分ではないので、取扱いには充分注意してください。